

農泊に関する研究動向

農業・農村領域 主任研究官 福田 竜一

1. はじめに

近年注目が集まっている「農泊」とは、都市住民や外国人観光客らを対象に、農漁家や古民家等に宿泊して農作業などを通じた日々の暮らしを体験し、また農家レストランや料理体験等で地元料理を味わうなどの農漁村地域での滞在型旅行のことです。他方、我が国では農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である「グリーン・ツーリズム（以下、GT）」が実践されてきたところです。

本稿では、農泊に関する研究動向として、これまでの研究蓄積が豊富なGTの研究成果から、農家民宿や農家民泊を対象にした文献等を紹介し、まず我が国のGT全般に関する研究動向を紹介し、次に農家民宿・農家民泊等の研究動向と、農家民宿や農家民泊にかかる規制緩和に関する研究動向をそれぞれ紹介します。最後に農泊の持続的発展に向けた課題に関する研究動向を紹介し、

2. 我が国のGT全般に関する研究動向

1992年に公表された農林水産省「新しい食料・農業・農村政策の方向」では、地域全体の所得の維持・確保を図る観点から、GTの振興と同時に、GTを通じて都市と農村の相互理解・連携の強化という、それまでの農政にはなかった新しい政策が提唱されました（原，2005）。

こうした動きを受けて我が国でGTが本格的に開始された1990年代の研究や文献（山崎ほか，1993；宮崎編，1997；依光・栗栖，1996，など）をみると、①西欧諸国におけるGTの紹介、②余暇需要の高まりなどGTをめぐる我が国の社会経済背景の変化、③我が国GTの現状や取組拡大に向けた課題などが取り上げられていました。

ところで当初、西欧諸国における取組として我が国に紹介されたGTですが、まもなく日本独自のGT、すなわち「日本型GT」が提唱されるようになりました（井上・中村・山崎，1996）。その背景には、GTをめぐる我が国と西欧諸国には歴史的・文化的な

違いがあることが指摘されています。五艘（2017）は、西欧諸国では農村での長期滞在が文化として社会に根付いているのに対して、そのような文化の無い日本では、GTの概念に都市住民と農村住民の交流が含まれたとしています。

そして2000年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、農村振興施策の1つの柱として、GTの推進等による「都市と農村の交流等」の促進が位置づけられました。すなわち「滞在型余暇活動」という本来のGTの定義は変えずに、農産物の産直や農業体験といった「広義のGT」もGTの重要な構成要素としたのです（原，2005）。

3. 農家民宿・農家民泊等に関する研究動向

我が国の研究者による西欧諸国における農家民宿等に関する多数の研究のうち、山崎（2005）ではドイツの農家民宿の実態が詳しく調査・分析されています。その結果、ドイツでは農家民宿に対する補助金や融資制度など行政の支援体制が確立されていると評価されています。さらにドイツと比べた場合の我が国の課題として、①専門家の不在、②農家におけるサービス業への認識不足、③農家への直接補助制度の不在、④農家民宿への法規制の問題を指摘しています。

他方、我が国での現地調査に基づくやはり多数の研究成果のうち、金・三橋・藤本（2006）は大分県安心院町（当時）で最初に始められた「農村民泊」を分析しています。安心院町の農村民泊の取組は、2002年に大分県が簡易宿所の営業許可を簡略化する契機になりました。さて金・三橋・藤本によれば、安心院町の農村民泊の実態分析から浮き彫りにされた今後の課題として、経営者の大半が生きがいを求めて農村民泊を始めており、ビジネスとしての意識は低く、現状維持に努めているとして、後継者不足や宿泊設備を含めたサービス提供に不安があるなどと指摘しています。

農家民泊や農家民宿の経営面に関するこうした指摘は、各地で共通する課題だと思われます。山崎・

原（2014）は、全国農家民宿等の経営者の調査結果の分析から、農家民宿の取組等には経済効果がなく、経営者の生きがいになっていないとの指摘があながち的外れではないとしています。

4. 規制緩和に関する研究動向

我が国で農家民宿や農家民泊が各地に広がった背景には、規制緩和が国レベルと地方レベルでそれぞれ進んだことがあります。

1994年に「農林漁業体験民宿（農家民宿）」の登録が制度化されて以後、農泊に関する規制緩和が段階的に全国で進みました。さらに2000年代に入って都道府県段階でも独自に規制緩和が行われ、教育体験旅行の児童・生徒、学生らの受入が行われるようになりました（佐藤，2010；農林水産政策研究所，2015，など）。

他方、農家民泊や農家民宿など現場で頻繁に用いられている用語と、法律等による規制との関係はわかりにくくなっていました。中尾（2008，2015）は、府県が策定した「民泊ガイドライン」に基づく農家民泊は、違法ではないので「ブラック」ではないが、正式な宿泊料は徴収できないので「グレー」に分類しました。中尾はそのようなグレーな農家民泊は正式な宿泊料が徴収できる「ホワイト」に改善されることが望ましいとしています。

5. 農泊の持続的発展に向けた課題に関する研究動向

ここまでで明らかになったように、全国各地に広がった農家民宿と農家民泊や、今後更に広がると予想されている農泊の持続的発展に向けた課題や支援策のあり方を研究することは重要です。山崎・原（2014）は、農家民宿等経営の持続的発展には経済性評価とビジネスモデルの構築が求められると指摘しています。また青木（2010）は、我が国における農泊の持続性の確保のためには、農業体験の質の確保、農泊の品質評価の確立、継続的情報発信体制の確立、人材の確保と活用が重要だと指摘しています。さらにそのような取組の先進事例としてイギリスの現状が紹介されています。

さらに青木（2010）は、地域ストック資源としての私有財産の公共的活用にも言及しており、農地や古民家といった私有財産を公共的に活用するには、信託組織の利用が適していると指摘しています。筆者が行った農泊に関する現地調査でも、古民家活用に補助金を利用しようとしたものの、古民家の所有

にかかる問題で計画変更を余儀なくされたケースがありました。農泊の持続的発展に向けた支援策の1つとして、地域ストック資源としての古民家等をより円滑に活用できるための仕組みづくりなども課題といえるでしょう。

[文献リスト]

- 青木辰司（2010）『転換するグリーン・ツーリズム 広域連携と自立をめざして』，学芸出版社。
- 井上和衛・中村攻・山崎光博（1996）『日本型グリーン・ツーリズム』，都市文化社。
- 金俊豪・三橋伸夫・藤本信義（2006）「中山間地域における農村民泊の実態と課題－大分県宇佐市安心院地区を事例に－」『農村計画学会誌』25巻，Special_issue号。
- 五艘みどり（2017）「持続的農村形成に向けたルール・ツーリズムの研究動向」『立教観光学研究紀要』第19号。
- 佐藤真弓（2010）『都市農村交流と学校教育』，農林統計出版。
- 中尾誠二（2008）「農林漁家民宿に係る規制緩和と民泊の位置付けに関する一考察」『2008年度日本農業経済学会論文集』。
- 中尾誠二（2015）「農山漁村民泊の制度面に関する政権交代前後の動向」『成美大学紀要』第5巻第1号。
- 日本村落研究学会編（2008）『グリーン・ツーリズムの新展開－農村再生戦略としての都市・農村交流の課題』，農山漁村文化協会。
- 農林水産政策研究所（2015）『子供農山漁村宿泊体験の現状と課題－宿泊体験受入者の意向調査及び実態調査結果－』農村活性化プロジェクト研究資料，第6号。
- 原直行（2005）「日本におけるグリーン・ツーリズムの現状」『香川大学経済学部研究年報』第45巻。
- 宮崎猛編著（1997）『グリーン・ツーリズムと日本の農村－環境保全による村づくり－』，農林統計協会。
- 山崎真弓・原直行（2014）「農林漁家民宿の女性経営者が感じている満足と課題－農林漁家民宿おかあさん100選アンケート調査結果から－」『香川大学経済論叢』第86巻第4号。
- 山崎光博（2005）『ドイツのグリーン・ツーリズム』，農林統計協会。
- 山崎光博・小山善彦・大島順子（1993）『グリーン・ツーリズム』，家の光協会。
- 依光良三・栗栖祐子（1996）『グリーン・ツーリズムの可能性』，日本経済評論社。